

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和元年5月31日（金） （午前）・午後）10時 開会 正午 閉会
開催場所	市役所南館3階 防災会議室
議 長	岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）
出席者	今枝 史絵（弁護士）、浦野 祐美子（人権擁護委員）、岡田 春男（大阪学院大学法学部名誉教授）、城谷 星（法人理事長）、森 隆知（立命館大学政策科学部准教授）、森 正治（公募市民） 【6人】（敬称略、五十音順）
欠席者	安尾 勝彦（公募市民） 【1人】
諮問実施 機関職員	(1) 岸本水道部営業課長、戸谷係員 【2人】 (2) 東井こども政策課長、白波瀬給付支援係長 【2人】 (3) 青木健康福祉部次長兼地域福祉課長、長野政策係長、武部商工労政課商工振興係長 【3人】
事務局職員	中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、樋之津法務コンプライアンス課参事兼コンプライアンス係長、南係員、竹林係員 【4人】
開催形態	（公開）／非公開
議題（案件）	(1) 会長等の選出について (2) システムの遠隔保守に係るオンライン結合について (3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務に伴う個人情報の目的外利用について (4) 茨木市プレミアム付商品券事業に関する事務に伴う個人情報の目的外利用について (5) 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について (6) その他
配布資料	(1) 議題(1) 諮問資料 (2) 議題(2) 諮問資料 (3) 議題(3) 諮問資料 (4) 平成30年度 個人情報保護制度の運用状況（概要） (5) 平成30年度 個人情報保護制度の運用状況

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	【開会】
事務局	委員の皆様においては、茨木市個人情報保護運営審議会委員を引き受けていただき感謝申し上げます。本来であれば、委嘱状は一人ずつ渡すべきものだが、時間の都合もあるため机の上に置いている。任期は令和4年3月31日までとなっている。 <森岡総務部長あいさつ>
事務局	本日委員7人のうち出席委員は6人で、ちなみに欠席委員は安尾委員である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。 <委員の紹介> <事務局職員の紹介>
	【議題(1) 会長等の選出について】
事務局	次に、個人情報保護運営審議会の会長、職務代理者の選出をお願いする。会長は、「茨木市個人情報保護運営審議会規則」第2条第1項の規定により、委員の互選により選出することとされている。 また、職務代理者は、同条第3項の規定により、会長が指名することとされている。どなたか推薦をいただきたい。
森隆知委員	委員の皆様のご了承を得られるならば、前会長の岡田委員に引き続き会長を引き受けていただきたいと思うが、いかがか。
各委員	<異議なし>
事務局	「異議なし」とのことなので、会長は岡田委員と決定する。それでは、岡田委員、会長席にお移りください。 [会長席へ移動]
事務局 岡田会長	岡田委員に会長就任のご挨拶をいただきたい。 [会長の挨拶]
事務局	次に、職務代理者の選出を会長が行っていただきたい。
岡田会長	では、職務代理者の選出をする。 先ほど事務局から説明があったように、審議会規則によると、職務代理者は会長の指名であるので、職務代理者を森隆知委員にお願いしたいと思うが、異議はないか。
各委員	<異議なし>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	「異議なし」とのことなので、森隆知委員とする。
事務局	次に、審議会の公開等について、事務局から説明をお願いします。 本市では、審議会等の会議は、個人に関する情報を審議する場合などを除き、公開を原則としている。また、審議に関して提出された資料についても、原則公開とし、傍聴人が資料の持ち帰りを希望する場合は、審議会の同意を得て、傍聴人に配布することができることとしている。 なお、会議録についても発言者の名前も含めて、公表に努めているところであり、この茨木市個人情報保護運営審議会についても、公表を予定している。以上である。
岡田会長	ただ今、事務局から会議資料及び会議録の公開についての説明があった。 今後、非公開とすべき案件が発生したときには、会議の非公開を決定することとして、それまでは、原則に基づき会議は公開とし、資料についても傍聴者へ配布することとする。また、会議録に関する事項についても、ほかの審議会と同様、公開とし、各委員からの意見も、名前を明記して公表したいと思うが、異議はないか。
各委員	<異議なし>
岡田会長	本日傍聴者はいるか。
事務局	いません。
	【 議題(2) 「システムの遠隔保守に係るオンライン結合について」
岡田会長	それでは本日の案件の審議に入る。議題(2) システムの遠隔保守に係るオンライン結合について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。 諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第11条第2号の規定に基づく電子情報処理組織の接続の可否についてである。
事務局	本市水道部営業課が導入している水道料金オンラインシステムの再構築に伴い、当該システムの保守業務について、業務受託業者が自社に居ながら本市のサーバ内の「水道料金オンラインシステム」の情報を閲覧し、障害発生時等の対応ができる遠隔保守を導入することを検討している。個人情報の提供を目的として接続するものではないが、システムの保守業務の実施に当たり、実施機関以外の者が管理する端末に個人情報が表示されることから、法令等に根拠のない電子情報処理組織の接続として諮問を行うものである。 事務局からの説明は以上である。
岡田会長	次に、水道部営業課から説明をお願いします。
営業課	<以下諮問書及び別紙の読み上げ>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長 事務局	説明は以上である。 営業課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 事務局から一言追加する。本日欠席の安尾委員から、事前に資料を送付した後に事務局にご意見があった。1枚の紙にまとめていただいているので、この場でお配りしてもよいか。
岡田会長 事務局	担当課の説明は終わったが、各委員の質問や意見を聞く前に欠席の安尾委員の意見について、担当課からの回答を求めることとしてよいか。 了解した。担当課には事前に目を通してもらっている。
岡田会長	各委員には、担当課の説明について、後ほど意見や質問を承ることとする。それに先立ち、欠席の安尾委員の問題提起について担当課の説明を聞き、それを踏まえて各委員から意見していただく。
営業課	<回答の読み上げ>
岡田会長	確認だが、安尾委員の意見は、ほかの委員に対し、先ほどの意見への担当課の説明を踏まえ審議してほしいということにとどまるのか、個人的に担当課から回答書を求めるといった趣旨で出されているのか。
事務局	問題提起をするということだけで、特に回答は求めている。安尾委員からは、この会議は議事録が公開されているため、議事の経過はホームページで確認すると聞いている。
岡田会長	担当課で自主的に回答することまでは妨げないと思われるので、回答については担当課に任せることとする。それでは、何か質問、意見があるか。
今枝委員	二点質問したい。個人情報の項目で、メーター番号や金融機関を見る必要があるのか。もう一点は、業者の選定がこれからということだが、その選定が重要であるため、実績や体制を整えていることや、万一のことがあった場合の財務体質などが重要と思うので、そこの選定基準も出してほしい。
営業課	メーター番号と金融機関の情報は、システム側での管理項目となっているため、現状この項目は必要と考えている。
今枝委員	例えば口座番号の変更の申請があった場合も、システムで保守や変更する可能性はあるのか。
営業課	作業自体は基本的に市職員側での作業となる。保守部分での対応は特段の項目ではないが、システムとして持っている個人情報の項目にはあるので可能性はある。 業者側の体制に関しては、今回、プロポーザル方式での業者選定を考えている。その会社の実績なども審査項目として挙げているので、ある程度の基準は満たせると思っている。業者によっては、遠隔保守ではなく現地に直接行くといっているところもあるため、このあたりは業者によって対応が変わる。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員	<p>今のことにに関してだが、安尾委員もおっしゃっているとおり、システム保守業務で本番用データベースにアクセスする必要があるとは思えない。例えば、データベースが壊れた場合に、何らかの形でバックアップあるいは別の形で戻すというやり方だと思うが、その作業自身の中でデータベースそのものにアクセスする必要はまず生じないと思う。その部分が安尾委員もおっしゃっているように、保守業務の定義が不明確であるので、ここを明確にする必要がある。先ほども言ったが、本番用データベース、個人情報にアクセスする必要はないので、そこは明確に遮断する方法が望ましい。その部分についてはこれから中身が決まっていくと思うので、ぜひそうしていただきたい。</p> <p>また、参考資料にある「基幹系業務LAN」と「水道料金オンラインシステム」の関係がよくわからないが、基幹系業務LANの中にぶら下がっている業務は何か。水道業務だけなのか、市民に関する情報や税情報もか。業務LANには、税情報も含めてぶら下がっている。</p>
営業課 森正治委員	<p>では、接続時にLANを通過してほかの業務にアクセスできてしまう可能性はないか。</p>
営業課	<p>IPの固定での通信しか許さない設定にしてもらう想定のため、可能性はないと考えている。</p>
森正治委員	<p>誰が設定するのか。</p>
営業課	<p>情報システム課で設定する。</p>
森正治委員	<p>IPで全部コントロールするため、営業課の情報は営業課しかアクセスできない。アクセスは明確に制限されるということか。</p>
営業課	<p>そうである。</p>
森正治委員	<p>了解した。今回の安全対策だが、「外部からの不正接続は出来ないものとする」とあり、専用線をつないでいるとのことだが、常時接続を想定しているのか。それとも、発生した時に何らかの形で接続する手順を考えているのか。</p>
営業課	<p>現時点では常時接続で考えている。</p>
森正治委員	<p>常時接続でもいいが、接続時期はどちらが声をかけることになるのか。</p>
営業課	<p>基本は障害が発生した時なので、市から声をかけることになる。</p>
森正治委員	<p>市からの要請によって接続が入るということで理解した。</p> <p>相手方に運用について報告を求めるのはいいが、監査は必要ないのか。こちらから能動的に立ち入り調査を行うといったアクションが効果的でいいかと思う。私は、働き方改革や書類の迅速化を含め、事務の効率化は進めていくべきだと思っているが、そこで変なことが起こると余計に効率化は阻害され、全体としての信用を失うことになるので、今申し上げたようなことについてはかなり細かいかもしれないが、明確に運用していただきたい</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
城谷委員	<p>いと思っている。</p> <p>森委員、安尾委員の意見書と同じだが、システム化は、時代の流れで仕方ないだろうと思う。だが、どれもこれも接続していくことについて、接続したらみんな芋づる式に流出するということになると思う。ただし流れを切断するようなものとシステムの値打ちがないので、その辺を具体的に押さえていただきたい。曖昧になんとか進めると情報が流出する可能性がある。業者の選択がとても大事だと思う。選別はしっかりとやっていただいた方がよい。</p>
森隆知委員	<p>水道料金オンラインシステムは、基本的には市の職員が触るシステムで、委託業者が何かしらの作業をする必要があることは理解した。そして、この審議会には、個人情報を提供する、目的外で提供するということが諮問されている。メンテナンス業者がデータベースに直接アクセスできなければならぬ場合もあるだろうが、基本的には「アクセスしなくても保守業務はできるはず」というのが各委員の方の意見だと思う。そうであれば、業者に提供するのではなく、業者が業務の一環で見えてしまうことがあるということだ。そのことが資料で明確になっていないと、「なぜ提供するのか」の部分が疑問となり、提供する理由の議論で時間を費やすことになるので、資料を作り直していただきたいと思っている。各委員の質問の繰り返しになるが、基本的にはデータベースにアクセスできなくても保守メンテナンスができる部分もたくさんあるはずなので、契約するまでのところでしっかり切り分けて明確にしていきたい。</p>
営業課	<p>水道料金オンラインシステムは、午前8時から午後6時までだけで、業務利用時間以外は原則使わないイメージで正しいのか。もし、午前8時から午後6時までと限定されるのであれば、常時接続ではなく原則その時間帯しか接続できないシステムにするなど、本データベースにアクセスできるのであればもっとしっかりとしたセキュリティとすべきである。また、安尾委員から質問があったように、障害対応の迅速化と言っているが、直接障害対応をするかもしれない、障害は午前8時から午後6時の間とは限らないとなると、障害はいつ発生するのか。業務自体が午前8時から午後6時までとするとその時間帯しか障害は発生しないが、24時間365日稼働するシステムであれば、土日や深夜、早朝に対応する必要があるかもしれない。その部分の説明がよく分からないので、どう審議すればいいのか。</p>
森正治委員	<p>時間帯については、市民サービスの業務は午前8時から午後6時までの業務だが、オンライン業務が終わった後、夜にバッチ処理がある。当該作業を含めるかどうかがあるので、矛盾した書き方になっている。</p> <p>私の経験から言うと、障害は昼間も起こるが、よくバッチで次の日に業務が立ち上がらないなどのトラブルが起こると思う。その時に迅速な対応を</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	<p>求めるために、このような仕組みを使ってササッとやろうという考えではないのか。次の日の朝に来てやってもらうのであれば、はっきりそう書けばいい。迅速な対応を求めるのは、昼間のオンラインが停止したときであると言うのなら矛盾しないが、「夜にバッチがある。」と言われると、疑問が生じる。やはりもう少し明確に定義される方がいいと思う。</p>
営業課 森隆知委員	<p>現在、再構築の計画をしているところだと思うが、このシステムを作成、構築する業者と、遠隔保守をする業者は別なのか、同じなのか。</p>
営業課 森隆知委員	<p>基本的には同じ業者と考えている。</p>
営業課 浦野委員	<p>保守業務も含めた再構築を特定の業者にお願いするのであれば、契約する時点で「保守メンテナンスについてはデータベースにアクセスできないシステムとすること」といった条件を付ければ、もっときれいな整理ができるかと思う。</p>
営業課 浦野委員	<p>指摘された事項は、仕様等に記載することを検討する。</p>
営業課 浦野委員	<p>事務の目的及び概要に「水道料金、水道修繕料及び下水道使用料」と書いてあるが、料金に関することをオンライン化すると。障害が発生すれば対応するとのことだが、料金徴収に対しての現地対応とはどういうことか。あくまでも先ほど言っていたのは、システム上に障害があった場合に迅速に対応するということであり、我々住民にとっては、何が迅速なサービス、対応なのかがわからない。</p>
営業課 浦野委員	<p>料金の徴収は、個人情報取扱事務の目的である。システムの中に料金、名前、住所、電話番号が搭載されているが、料金を現地徴収するのではなく、システムに基づいて料金を算定する。</p>
営業課 浦野委員	<p>全員が口座振替に、というわけではないのか。</p>
営業課 浦野委員	<p>そういうことではない。</p>
今枝委員	<p>今後、6月下旬以降にプロポーザルで業者の公募をかける予定である。その中で仕様書などまだ変更できる余地もあるので、ご意見いただいた内容については、できる範囲の中で明記していきたいと考えている。</p>
今枝委員	<p>公募を募るに当たっては、茨木市内の業者にも頑張ってもらいたいが、やはり、条件を充足するに足る広い公募の仕方をお願いしたい。</p>
岡田会長	<p>現時点では、担当課が考える状態では、条例第11条第2号の個人情報について必要な保護措置が講じられているとは首肯できないというのが、委員の先生方の基本的な考えだと思う。</p>
営業課 岡田会長	<p>業者を決めてから諮問することも考えたが、公募に当たって、仕様書に市がリモート保守を考えていることを記載するのであれば、先に審議会の意見が必要ではないかということで、このタイミングで諮問した。</p>
岡田会長	<p>趣旨はよく分かる。現時点で審議会にかけて意見を聞き、それを踏まえて最終的に担当課として考える。審議会にかける時期が少々早かったような</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>気がするが、審議会の意見を反映しながら十全を期すという意味では、この時期に審議会に諮ったことは高く評価される。</p> <p>市民の福祉の向上又は職務の遂行のため必要があるという点では、異論はないと思うが、「かつ必要な保護措置が万全であるか」ということについては、今の段階では異論なしとはされないのので、審議会に出た意見を参考に業者の選定などで反映していただきたい。</p> <p>それでは質問が無いようであるので、担当課の方には退室していただく。</p> <p style="text-align: center;">＜質疑応答終了／営業課 退室＞</p>
岡田会長	本件議題の諮問について、どのように答申すべきか、審議会の意見を統一したい。
森正治委員	私の経験から言うと、おそらく早い段階で確認や手続をしないと、次の手続がうまく進まない。ここで止められると実際の調達、開発業務、リースが後ろへ押され、結局粗悪なものになってしまうことがある。私の意見としては、このスケジュールで進めて構わないが、契約や範囲の明確化を整理するのが業務としてはやりやすく、結果としてはいいものができるのではないかと思う。
事務局	今、森委員から意見をいただいたが、リモート保守やシステム関係の案件が昨年度くらいから出てくるようになり、事務局としても諮問すべき時期を悩んでいる。次の審議会でもリモート保守の案件が出てくるが、そこらは相手方の業者は既に決まっている。市の中でも、諮問をするタイミングが様々で、先ほどのような案件だと、募集をするときに仕様書にリモート保守をしてほしい旨を書いており、審議会で仮に認められないとなると、後の契約が少し難しくなる場所があったので、早めに諮問した。契約の中身によっては、あとからリモート保守の話が出る場合もあり、諮問のタイミングが異なっているのが現状である。
森正治委員	リモート保守だけを切り離して別に提案することもあると思う。最初は想定していなかったが、効率や迅速性を考えると後から必要になることはありうる。その場合には、今日議論があったような細かいところまで契約内容に載せないといけないと思うが、全体としてしてよいかということについては早めというか、諮問する時期が異なるのは仕方がない。ただ、リモート保守についてどうするかは、茨木市全体で考え方を整理した方がよい。
森隆知委員	私も基本的には、この形で大枠として進め、具体的にどうするかは、茨木市で考えていただきたい。ただ、完全な承認ではなく留保を付けるなど、具体的なシステムを契約又は運用するために、細かい規則や運用、システムの設計が必要だということについて、注意書きを付すべきである。
岡田会長	現段階の担当課の説明では、不確定概念が用いられているので、全面的に無条件で承認というわけにはいかないだろう。のちに個別具体的なケース

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
各委員 岡田会長	<p>において条例の趣旨にそぐわない点が発生するかもしれないが、現段階においては全体としてこの方向で進める。ただ、事務を進めるに当たっては、この段階で出た懸念や心配、要望について十分に考慮してほしいという意見を付記して了とする方針を、審議会の統一意見として採用することによろしいか。</p> <p>各委員 <異議なし></p> <p>岡田会長 それでは、本件議題における電子情報処理組織の接続については、市民の福祉の向上又は職務の遂行のために特に必要がある場合であって、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めることに異議はないか。</p> <p>各委員 <異議なし></p>
	<p>議題(3) 「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務に伴う個人情報の目的外利用について」</p>
岡田会長	次に議題(3) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務に伴う個人情報の目的外利用について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めていくが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。
事務局	<p>諮問事項は、条例第9条第2項の規定に基づく個人情報の目的外利用の可否についてである。</p> <p>令和元年10月1日からの消費税率の引き上げに際し、臨時・特別措置として児童扶養手当を受給している未婚の者に対する給付金の支給が予定されている。支給に当たり、児童扶養手当に関する事務で保有している情報を目的外利用することにより、支給対象者に申請を勧奨し、支給決定に係る審査等を円滑に行うことができることから、個人情報の目的外利用を希望するものである。</p>
岡田会長	それでは、こども政策課から説明をお願いします。
こども政策課	<以下諮問書及び別紙の読み上げ>
岡田会長	担当課の説明は終了した。何か質問、意見はないか。
森隆知委員	加工して使用したデータは、いつまで保存されるのか。もしくは法的にいつまで保存しないといけないのか。
こども政策課	給付金の給付自体は、令和2年3月31日までに支給を完了することになっているため、その事務が終わったら個人データは適切に処理していく。
森隆知委員	では、この支給を受けた記録については、別のところに記録が残るのか。このデータは、「申請をしてください」と知らせるために使うのか。
こども政策課	そのとおりである。児童扶養手当を受給されている方が未婚の給付金を受

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	給できるので、児童扶養手当のシステムに搭載されている児童扶養手当の受給状況を見る。
城谷委員	給付の記録は児童扶養手当の受給記録から独立して存在するとのことだが、勸奨のためのデータを一定の期間で削除することで受給記録が残らなくてもいいのか。個人情報としては、不要になればできるだけ早い段階で削除すべきだが、行政としてやってきたことの記録は残しておかなければいけないと思うので、そこは切り分けて管理してほしい。
こども政策課	「外部接続していないパソコンに保存し」とあるが、これは情報をほかに利用できず、またほかから入れられないということか。ほかに活用しようとした場合は、新たにそこに単独でそのものを入れないといけない。よそからアクセスして接続してどうこうすることはできないということか。
森正治委員	そのとおりである。基幹系の端末でサーバにつなぎ、そこに保存することを考えている。端末のみでデータのやりとりができ、その端末であれば、データの管理や閲覧ができる。
こども政策課	このデータを保存して勸奨する仕組みはどのようにするのか。エクセルやアクセスで作るのか、それとも何らかのシステムをまた作るのか。
森正治委員	エクセルではないが、新たなシステムを構築し、現行で稼働している児童扶養手当システムと連携させるような形で進めていこうと考えている。
こども政策課	勸奨するために、郵送等で出力して送るような簡単な仕組みを作るということでよいか。
城谷委員	現在児童扶養手当を受給されている方については、7月末に児童扶養手当のシステムから出た情報に基づいて、対象者に送付する。申請が出てからは、新たなシステムを使いつつ、審査や管理を行う予定である。
森正治委員	児童扶養手当に関する情報が入るということは、外部とつながっているのではないのか。
岡田会長	今のネットワークは、外部と接続していないネットワークが決められているので、外とは絶対につながらない仕組みになっている。ただ、議題(2)での営業課の話にもあったが、ほかのシステムと同じ場所に載っているので、変につながらないようにしておくべき。
こども政策課	また、諮問参考資料「3 個人情報の管理について」にある、「暗号化の上、適切に管理します」の「適切に」とは、具体的にどういうことをいうのか。
森隆知委員	「適切に」は不確定な概念だ。「適切に」とは、どのような趣旨で書いているのか。
こども政策課	「外部へ情報等の漏えいや紛失が無いように管理をしていく」という意味で「適切に」という言葉を使っている。
森隆知委員	情報システム部門がもう少し明確なマニュアルや運用規則をしっかりと作っ

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員	<p>た上で、市役所全体で何が適切であるのか共通認識、共有していくことが重要だ。</p> <p>森委員がおっしゃったように、「この規則に基づいて」や「こういうルールに基づいて管理します」と言うように、明確にしておくことが必要だ。</p>
岡田会長	<p>ほかに何か質問、意見はないか。それでは質問が無いようであるので、担当課の方には退室していただく。</p> <p style="text-align: center;">＜質疑応答終了／こども政策課 退室＞</p>
岡田会長	<p>諮問について検討する。本件議題の諮問について、どのように答申すべきか意見はないか。</p>
森隆知委員	<p>私は、基本的にはよいと思う。先ほども言ったが、事務局や情報システムには、「適切に」の表現について、そろそろ具体的な基準を示していただきたい。</p>
岡田会長	<p>ほかに意見はないか。それでは、本議題の諮問について、本件議題の個人情報目的外利用に関して、公益上の必要その他当該保有個人情報の利用について合理的な理由があり、かつ、当該利用等によって本人又は第三者の権利利益を不当に害する恐れがないと実施機関が認めることに異議はないか。</p>
各委員	<p>＜異議なし＞</p>
岡田会長	<p>異議なしと認め、次の議題に進む。</p> <p>議題(4) 【茨木市プレミアム付き商品券事業に関する事務に伴う個人情報の目的外利用について】</p>
岡田会長	<p>次に、議題(4) 茨木市プレミアム付き商品券事業に関する事務に伴う個人情報の目的外利用について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に、事務局から本件の概要について説明を求める。</p>
事務局	<p>当諮問事項についても、先ほどと同様、個人情報の目的外利用の可否についてである。10月1日からの消費税率の引き上げに際し、新しく実施される事業に関するものである。低所得者・子育て世帯への影響を緩和するため、低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を予定している。支給に当たって、住民基本台帳事務等で保有している個人情報を目的外利用することで、購入対象者の抽出を適切に実施し、要件確認を正確かつ円滑に行うことができることから、個人情報の目的外利用を希望するものである。事務局から説明は以上である。</p>
岡田会長	<p>事務局から本件概要について説明を受けたが、地域福祉課から改めて説明をお願いします。</p>
地域福祉課	<p>＜以下諮問書及び別紙の読み上げ＞</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長 森正治委員	担当課の説明は終わった。何か、ご質問・ご意見はないか。 「外部接続していないパソコン」とあるが、基幹システムの所にあるサーバに保存するのか。全く別のパソコンに保存するのか。
地域福祉課	外のネットワークに接続していないパソコンで、保存先はサーバである。このサーバも基本的にこの業務に携わる者しかアクセスできない。
今枝委員	税情報は本人同意なく目的外利用できないとあるが、送る作業は地域福祉課で行うのか。送る作業のための目的外利用、発送業務等宛名に関するの意味合いで書いているのか。
地域福祉課	税情報は地域福祉課で把握できないので、対象者への発送は、市民税課から発送する。子育て世帯については、対象者の抽出、発送ともに地域福祉課が行う。
森正治委員	今回の目的外利用は、地域福祉課で対象者を抽出する時に税情報を使うという話ではないのか。それとも抽出そのものも市民税課がやるのか。
地域福祉課	税の抽出自体は、市民税課が行う。審議いただきたいのは、住民基本台帳事務及び生活保護などに関する事務からの抽出を想定している。
森正治委員	税については、税担当課がやるということか。
地域福祉課	そのとおりである。税情報は、本人の同意なく目的外利用できない特性があることから、対象と思われる方から非課税であることの確認をもらうために申請が必要となる。申請書で、税情報について確認した上で審査することの本人同意をとるので、申請書が提出されて初めて審査できる。子育て世帯については、一律、登録してあれば送るので、地域福祉課で抽出して送る。対象によって条件が異なるので、案内の方法も変わる。
岡田会長	目的外利用する個人情報に、税情報は入っていない。住民基本台帳並びに生活保護及び中国残留邦人に関する事務の情報である。
岡田会長	本来は、事務が終了すれば収集した情報は廃棄されるが、事務が継続している場合にはそのまま保有情報として確保される。その情報を最初に収集した時の目的と異なる目的で利用することについて、目的外利用の問題が発生する。収集目的と全く異なる目的で利用するために提供を受けた情報については、慎重を期さなければいけない。今回のケースについては、あまり問題がないように思う。ほかに、担当課に質問はあるか。
浦野委員	子育て世帯で3歳未満とあるが、基準はあるのか。
地域福祉課	平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子というのが基準である。申請段階で3歳を超える場合もあるが、基準はこの通りである。
森正治委員	審議に直接関係ないことだが、引換券を持って申請したら販売してもらえるのか。なりすましを防ぐ手は何かあるのか。
地域福祉課	購入引換券を引き換える時には、身分確認を行い、なりすましで集めたものをまとめて買うことは出来ないように対策はとられている。また、購入

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
城谷委員 地域福祉課	引換券自体にコピー防止等、偽装が出来ないようにするよう通知が来ている。 個人では何枚でも買えるのか。 対象者が一人であれば、25,000円が購入上限となる。配偶者や子ども等対象の方が多ければ多いほど買える購入限度額は上がっていく。
岡田会長	ほかに質問が無いようであるので、担当課の方には退室していただく。 ＜質疑応答終了／地域福祉課 退室＞
岡田会長 森隆知委員	本件議題の諮問について、どのように答申すべきか意見はないか。 先ほどと同じで国の方針による事業であり、承認しても問題はないかと思う。「適切に管理する」点については、議題(3)と同じだ。
岡田会長	条例第9条第2項第6号の規定にあるように、公益上の必要その他当該保有個人情報の利用について合理的な理由があり、かつ、当該利用等によって本人または第三者の権利利益を不当に害するおそれがあるとは思われないので承認することを審議会の意見として提出してよろしいか。
各委員	＜異議なし＞
岡田会長	それでは、本件議題の個人情報の目的外利用に関して、公益上の必要その他当該保有個人情報の利用について合理的な理由があり、かつ、当該利用等によって本人または第三者の権利利益を不当に害するおそれがないと実施機関が認めることに異議はないと本審議会は意見を統一することとする。
	議題(5) 【平成30年度個人情報保護制度の運用状況について】
岡田会長	次に議題(5) 平成30年度個人情報保護制度の運用状況について事務局から説明をお願いします。
事務局	＜平成30年度個人情報保護制度の運用状況について報告＞
岡田会長	事務局の説明は終わった。何か質問、意見はないか。
城谷委員	議題(3)の諮問で、外部とのアクセスはないということだったが、他の官公庁、府や国とのつながりはあるのか。
事務局	マイナンバーに関してはつながりがある。他市とはインターネット経由でつながっているが、ネットワークで独自につながってはいない。
城谷委員	了解した。
岡田会長	開示請求に対する決定内容の不存在11件について、審査請求はあったか。
事務局	平成30年度は審査請求はなかった。平成31年度に入ってから1件出ている。
岡田会長	ほかに質問はないか。無いようであるので、事務局からこの内容で公表することによいか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>「新規・廃止・変更した事務の告示状況」及び「開示、訂正、利用停止等請求状況」を広報誌6月号と本市ホームページで周知したいと考える。</p> <p>議題(6) 【その他】</p>
岡田会長 事務局	<p>議題(6)「その他」について事務局から何かあるか。</p> <p>現在、個人情報の収集等について審議会への諮問を検討していると担当課から聞いている案件があり、今回の水道の案件と同様に、システムの遠隔保守についてが3件とシステムのクラウド化についてが1件となるので、できればこの場で次回の日程調整をお願いしたい。</p> <p><日程調整></p>
岡田会長	<p>事務局からは、以上である。</p> <p>本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。</p> <p>【閉会】</p> <p style="text-align: right;">以上</p>